

ハイライト:

- ・インボイス制度に関する質問を取り上げます。
- ・収入の壁対策の支援強化パッケージについて解説します。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
いよいよ始まったインボイス制度に関する質問	1
年収の壁・支援強化パッケージ	2

年末のせわしなさを感じる時期となりました。コロナに引き続き、今度はインフルエンザが猛威を振るっています。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、10月1日からスタートしたインボイス制度に関する疑問点、及び年収の壁対策について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

いよいよ始まったインボイス制度に関する質問

令和5年10月1日から、インボイス制度が開始しました。その後11月13日、国税庁から「お問い合わせの多いご質問」が公表されました。今回はその内容をもとに解説致します。個人編も併せてご一読ください。

インボイス登録した事業者は、取引相手が希望した場合には、発行事業者の氏名・登録番号、取引年月日、取引内容、税率ごとの合計の対価の額と適用税率、税率ごとに区分した消費税額等、交付を受ける事業者名、を明記したインボイスを交付する義務があります。

Q1 取引先から受領したインボイスに記載ミスがありました。電話等で取引先に修正事項を伝え、こちらと同じ修正を取引先にも行ってもらえば、自ら修正したインボイスの保存で仕入税額控除を行ってもよいですか？

A1 買手において受領したインボイスに追記や修正を行うことは認められていません。ただし、買手においてインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書を作成し、売手の確認を求めることは認められます。従って、受領したインボイスに買手が自ら修正を加えたものであっても、売手に修正した事項について確認を受けることで、その書類がインボイスであると同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、修正した書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けて差し支えありません。

請求書			
(株)〇〇御中		△△商事(株)	
		T1234567890123	
10/1	オレンジジュース	108,000円	
10/2	キッチンペーパー	113,000円	
10/2	リンゴジュース	158,000円	
10%	税抜	1,980,000円	税198,000円
8%	税抜	1,539,000円	税123,120円

修正前



請求書			
(株)〇〇御中		△△商事(株)	
		T1234567890123	
10/1	オレンジジュース	108,000円	※
10/2	キッチンペーパー	113,000円	※
10/2	リンゴジュース	158,000円	※
10%	税抜	1,980,000円	税198,000円
8%	税抜	1,539,000円	税123,120円
※は無減税率対象			
訂正事項につき11月1日先方確認済み			

修正後

この事例では、軽減税率の対象品目である旨の記載がないため、「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完し、補完した旨を売手から確認を受けることで、要件を満たすことになります。

Q2 従業員が文具等を自ら購入しましたが、その簡易インボイスに「従業員名」が記載されています。これをそのまま保存することで、当社は仕入税額控除を受けることが可能ですか？

A2 本来宛名の記載が必要とされない簡易インボイスであっても、仕入税額控除を行う事業者以外の者の名前が記載されている場合には、当該簡易インボイスをそのまま仕入税額控除の根拠書類とすることは出来ません。しかし、従業員が会社に所属していることが明らかとなる名簿(従業員名簿)等の保存を併せて行うのであれば、両方の書類の保存をもって、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。なお、従業員名簿等がなく、立替払いを行う従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載された簡易インボイスと、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その両方の書類の保存を行うことで仕入税額控除を行うことになります。



令和6年1月1日からの電子取引保存に関して新たなパンフレットが公表されています。是非ご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

年収の壁・支援強化パッケージ

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

現在、従業員数101人以上(令和6年10月からは51人以上)の企業等においては、週の所定労働時間が20時間以上、所定内賃金が月額8.8万円以上、学生でない、の3つの要件を満たす場合には、パート労働者であっても社会保険の加入が義務化されています。また年収130万円を超えると配偶者の被扶養者から外れ、自身で国民健康保険・国民年金に加入することになるため、負担増を嫌い労働時間を調整する方が多くいます。

これらの問題を解決する方策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」が10月より始まりました。

(1)106万の壁対策 対象となる従業員に負担増となる分の手当を支給したり、労働時間を延長し、減少する手取額を補うといった対応をとる企業に対して助成金を支給(キャリアアップ助成金)。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

(2)130万円の壁対策 一時的に労働時間が増えたことにより年収が130万円を超えてしまったことに対し、事業主がその証明を出すことで被扶養者認定が継続するという制度です。制度の詳細は以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html <厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-15-1025
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル
 電話 048-816-6180
 Fax 048-834-1594
nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp